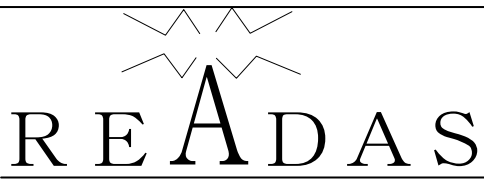


第 4338 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 10月 5日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 個人資産が災害損失を受けた場合

Q：個人資産が、災害による損失を蒙った場合、税制ではどのような措置が講じられていますか？

A：雑損控除と災害減免法との選択適用が認められています。

【解説】

個人の資産が災害により損失を受けた場合、税制では次の2つの制度を選択適用することが認められています。

① 雑損控除

対象となる資産は、生活に通常必要な資産に限られ、棚卸資産や事業用の固定資産、生活に通常必要でない資産は除かれます。次のいずれか多い金額が所得から控除されます。

イ. 差引損失額－所得金額の10%相当額

ロ. 差引損失額のうち災害関連支出金額－5万円

※差引損失額とは、損害金額から保険等で補填された金額を差し引いた金額です。

※損失は翌年以降3年間繰り越して、翌年以後の所得金額から控除することができます。

② 災害減免法

対象となる資産は、住宅又は家財で、損害額が住宅や家財の価額の50%以上である場合に適用があります。その年分の所得金額に応じて、次の金額が所得税額から免除又は減免されます。

・500万円以下 全額免除

・500万円超750万円以下 2分の1軽減

・750万円超1,000万円以下 4分の1軽減

※損害額は翌年以降に繰越できません。

